

## 担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(1)

## 目次

	<b>第1</b>	<b>新しい担保制度の規律方法等</b> .....	3
5	1	新しい担保制度の規律方法等 .....	3
	2	譲渡担保契約の定義 .....	3
	<b>第2</b>	<b>譲渡担保契約に関する総則的な規律</b> .....	4
	1	譲渡担保権の内容 .....	4
	2	譲渡担保権の被担保債権の範囲 .....	4
10	3	譲渡担保権設定者の処分権限の制限 .....	5
	4	譲渡担保権者の処分権限の制限 .....	5
	5	物上代位 .....	6
	6	根譲渡担保権 .....	6
	<b>第3</b>	<b>動産譲渡担保権に関する規律</b> .....	11
15	1	動産譲渡担保権の及ぶ範囲 .....	11
	2	動産譲渡担保権者による果実の収取 .....	12
	3	動産譲渡担保権設定者の使用収益権限 .....	12
	4	動産譲渡担保権設定者の妨害の停止の請求等 .....	12
	5	動産譲渡担保権設定者による所在場所の変更 .....	12
20	6	準用 .....	13
	7	動産譲渡担保権の順位の変更 .....	13
	8	転動産譲渡担保 .....	14
	<b>第4</b>	<b>集合動産を目的とする譲渡担保権に関する規律</b> .....	15
	1	特定範囲に属する動産を目的とする譲渡担保 .....	15
25	2	特定範囲に属する動産を目的とする譲渡担保権の対抗要件 .....	15
	3	集合動産譲渡担保権設定者による処分 .....	16
	4	集合動産の構成部分である動産の設定者による処分 .....	17
	5	担保価値維持義務・補充義務 .....	18
	6	新たな規定に係る集合動産担保権における物上代位等 .....	18
30	<b>第5</b>	<b>債権譲渡担保権に関する規律</b> .....	19
	1	債権譲渡担保権の目的である債権を消滅させる行為の効力 .....	19
	2	債権譲渡担保権の順位の変更 .....	19
	3	転債権譲渡担保 .....	19
	<b>第6</b>	<b>集合債権を目的とする譲渡担保権に関する規律</b> .....	20
35	1	集合債権を目的とする譲渡担保権を設定した設定者の権限 .....	20

2 担保価値維持義務・補充義務 .....	20
-----------------------	----

## 第1 新しい担保制度の規律方法等

### 1 新しい担保制度の規律方法等

動産等を目的とする担保取引についての新たな規定を設けるに当たっては、譲渡担保契約（その内容は後記2参照）や所有権留保契約を定義し、これらの契約の効力について規定を設けることとしてはどうか（注）。

（注）ファイナンス・リースの効力等に関し、特別の定めを設けるかについては、追って検討する。

（説明）

1 本文は、新たに担保取引に関する規定を設けるに当たって、「動産抵当権」や「非占有質権」などの名称を有する物権を新たに設けるのではなく、譲渡担保契約や所有権留保契約を定義し（その内容は後記2参照）、これらの契約の効力（これらの契約に基づいて譲渡担保権者や留保所有権者が有することとなる権利の具体的な内容等）について規定を設けるという方法を採用することを提案するものである。

その理由としては、まず、現在の実務上譲渡担保等の取引形式が用いられており、その取引の安定性を高めるためにはその取引形式の効力等を規律する方が直接的であり、現在の実務との連続性の観点からも受け入れやすいと考えられることが挙げられる。また、「動産抵当権」「非占有質権」などの新たな担保物権を創設し、その設定契約によって当該担保物権が設定されるという方法を採用した場合には、譲渡担保契約や所有権留保契約の形式が用いられた取引を規律するためには「新たな担保物権を設定する契約とみなす」といった規定を設ける必要があるが、当事者が所有権を移転する意思で契約をしたにもかかわらず、法律上これを異なる内容の法律行為がされたものと擬制することが可能であるかどうかには疑問もある。

以上から、本文は、譲渡担保契約や所有権留保契約を定義した上で、その効力についての特則を設けるという方法を採用が、これらの契約の結果として譲渡担保権者や留保所有権者が有することとなる権利を理論的にどのように説明するかについては解釈に委ねられ、例えば譲渡担保権が新たに設けられた担保物権であるという理解をおよそ否定するものではない。

なお、ファイナンス・リースについては、明文規定を設けることの要否について、追って検討する予定である。

### 2 譲渡担保契約の定義

譲渡担保契約を次のとおり定義することとしてはどうか。

譲渡担保契約とは、金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産の所有権、債権その他の財産権（不動産の所有権を除く。）を債権者に移転することを内容とする契約をいう。

（説明）

1 本文は、譲渡担保契約を定義するものである。なお、所有権留保契約の定義及び効力については、次回の部会で取り上げる予定である。

2 本文は、譲渡担保契約を定義するに当たって、次のような考え方を前提としている。

(1) 金銭債務を担保するためのものに限定し、自動車1台の引渡しを目的とする債務等、

金銭債務以外の債務を担保するためのものは、新法の適用対象としない。

(2) 「債務者又は第三者」に属する財産権を目的とすることができるものとし、第三者が物上保証人的立場となる譲渡担保契約を認める。

(3) 船舶、登録自動車又は登録飛行機など、物的に編成され独自の登記又は登録制度が設けられている動産についても、担保の目的で譲渡することができるため、そのような契約の効力に関する規定の適用対象とすることが考えられる。もっとも、例えば後順位の譲渡担保権の設定を可能であるとする規律を設けたとしても、そのような登記登録が可能であるかは、各登記登録制度の制度設計によることになる。このため、これらの動産については、新たな規定の適用対象にするとしても、適用される規定の範囲等について慎重に検討することが必要になる。

倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券が作成されている動産の所有権についても、新法の適用対象とする。もっとも、これらの動産については動産譲渡登記制度の対象から除外されている。このため、動産譲渡登記による公示を前提とする規定（担保権の順位の変更など）の適用を除外する予定である。

(4) 動産の所有権及び債権以外の財産権を目的とする譲渡担保契約は、新法の適用対象に含めることとし、譲渡担保についての基本的な条文を総則的な規定として設けることが考えられる（このほか、動産や債権を目的とする譲渡担保権に関する規定を設けた上で、それ以外の財産権を目的とする譲渡担保権についても、その性質に応じて準用する規定を設けることなどが考えられる。）。

## 第2 譲渡担保契約に関する総則的な規律

### 1 譲渡担保権の内容

譲渡担保権者は、譲渡担保権の目的である財産権について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(説明)

譲渡担保契約による財産権の移転の効果は、担保目的を達成するのに必要な限度で生ずるとというのが判例である。担保目的を達成するのに必要な限度で生ずる財産権移転の効果の中心は、被担保債権について債務不履行が生じた場合に譲渡担保権者が目的である財産権から優先弁済を受けることができる点にあると考えられる。本文は、譲渡担保権者に移転する権利の中心的内容が財産権に対する優先弁済権にあるとして、これを明文で規定するものである。

### 2 譲渡担保権の被担保債権の範囲

譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。(1-3)

(説明)

優先弁済を受けることのできる被担保債権の範囲を規定するものであり、中間試案第1、3の内容から実質的変更はない。

後記のとおり、後順位譲渡担保権の設定が、先順位譲渡担保権者と調整を行った上で行

われる実務運用を想定すると、後順位担保権者の利益保護を図る必要性は高くない。そのため、「最後の二年分」のように利息等を限定しないこととした。

### 3 譲渡担保権設定者の処分権限の制限

5 譲渡担保権設定者は、譲渡担保権者の承諾を得なければ、金銭債務を担保する目的以外の目的で、その目的である財産権を譲渡することができない。【P】（1－5（案1.5.2））  
(説明)

10 1 中間試案では、譲渡担保権設定者が譲渡担保権の目的である財産権の真正譲渡をすることができるかについて、できるものとする【案1.5.1】とできないものとする【案1.5.2】を提示していた。例えば抵当権や質権については、設定者は目的物を担保目的以外の目的で譲渡することができるのであり、これと整合的なのは【案1.5.1】であると考えられる。これに対して、特に目的物が動産である場合を念頭に置いて、(真正)譲渡を認めると担保目的物の管理が困難になるなどの理由から、【案1.5.2】が主張されている。

15 目的物が譲渡された場合に担保目的物の管理が困難になるのは、目的物の所在場所が変更されるからである。このことからすると、譲渡の有効性を否定するのではなく、事実上所在場所を変更することを禁止した上で、第三者に対しても主張し得る物権的な効力として、その違反があった場合に元の所在場所に返還するように請求する権限を譲渡担保権者に与えたり、期限の利益を喪失させたりすることを可能にすれば足りるとも考えられる(この点については、後記第3、5(1)参照)。しかし、元の所在場所に返還されたとしても、実行手続をどのように行うか(清算金の提供等を誰に対して行うかなど)などを判断することが困難になる可能性がある。

20 25 また、Aを譲渡人(譲渡担保権設定者)として動産・債権譲渡登記をした後、Aが譲渡担保権者Bの承諾なく、その目的である財産権をCに譲渡担保権の負担付きで譲渡することを認めた場合には、Cを譲渡人とする動産・債権譲渡登記上では当該譲渡担保権が公示されない(Cを検索キーにして検索しても当該譲渡担保権の存在が判明しない)ことになるため、譲渡担保権者であるBや新たに譲渡担保権者になろうとする者等が不測の不利益を被るおそれがある。

30 以上から、本文では、譲渡担保権者の承諾を得ない限り、真正譲渡を認めない【案1.5.2】に従った提案をしている。

35 2 他方、担保権の目的である財産権を更に担保目的で譲渡することは後順位の譲渡担保権の設定である。現行法上も動産については判例は後順位の譲渡担保権を認めていると評価されており、これまでの部会での審議においてもこれを認める必要性を指摘する意見があった。そこで、本文においては、担保目的での譲渡は、担保権者の承諾を得ることなくすることができることとしている。

### 4 譲渡担保権者の処分権限の制限

40 譲渡担保権者は、譲渡担保の実行手続によらなければ、その目的である財産権を譲渡することができない。(1－6(1)(2))  
(説明)

譲渡担保権者は、譲渡担保の実行手続によらなければ、その目的である財産権を譲渡す

ることができないことを規定するものである。

## 5 物上代位

(1) 民法第 304 条の規定は、譲渡担保権について準用する。(1-7(1)(2))

5 (2) 前記(1)において準用する民法第 304 条の規定に基づいて行使することができる債権を目的とする担保権(債権質又は債権譲渡担保権をいう。)が設定されているときは、当該規定に基づく権利の行使と当該担保権の順位は、前項において準用する民法第 304 条第 1 項ただし書の差押えと当該担保権についての対抗要件の前後による。(1-7(3)(案 1.7.1))

10 (説明)

1 本文(1)は、民法の先取特権の物上代位の規定を譲渡担保権についても準用することにより、譲渡担保権者が譲渡担保権の目的である財産権の価値代替物について物上代位権を行使することができることを示そうとするものである。どのような代償物が物上代位の対象となるかは、担保権の性質を踏まえて個別に検討する必要がある。

15 本文(1)では、売買代金、賃料、目的物が滅失又は損傷した場合の損害保険金請求権について物上代位権を行使することができることを想定している。目的物が滅失するなどした場合には、不法行為に基づく損害賠償請求権が考えられる。しかし、第三者の不法行為に基づいて目的物が滅失するなどした場合は、譲渡担保権自体も侵害されているため、物上代位によるまでもなく、譲渡担保権の侵害に基づく損害賠償請求をすることが

20 できると考えられる。このため、損害賠償請求権に対して物上代位権を行使する必要性は実際には乏しいと考えられる。

2 物上代位の規定による債権の行使と、当該債権を目的とする担保権(債権質又は債権譲渡担保権)との優劣の基準について、中間試案では、民法第 304 条第 1 項ただし書の差押えがされた時点と、その目的債権を目的とする担保権が対抗要件を具備した時点との前後による【案 1.7.1】と、物上代位を生じさせた目的である財産権に設定された担保権が対抗要件を具備した時点と、その目的債権を目的とする担保権が対抗要件を具備した時点との前後による【案 1.7.2】を提案していた。

30 抵当権のような公示制度が完備された権利に基づく物上代位の場合とは異なり、譲渡担保の対抗要件は、占有改定のように必ずしも公示性が十分でないものも含まれる上、動産・債権譲渡登記により対抗要件を具備した場合においても、譲渡担保権が設定された動産又は債権の具体的内容が記載された登記事項証明書を請求できる者は限定されている。

35 そこで、本文(2)では、民法第 304 条第 1 項ただし書の差押えがされた時点と、その目的債権を目的とする担保権が対抗要件を具備した時点との前後による【案 1.7.1】を採用することとしている。

## 6 根譲渡担保権

(1) 譲渡担保契約は、不特定の債権を担保するためにも、することができる。

40 (2) 根譲渡担保について、民法第 398 条の 3 第 2 項、第 398 条の 4 第 1 項後段及び第 2 項、第 398 条の 6 第 1 項から第 3 項まで、第 398 条の 7、第 398 条の 9、第 398 条の 10、第

398 条の 11 第 2 項、第 398 条の 14 第 1 項、第 398 条の 18、第 398 条の 19 と同様の規定を設ける。(1-9)

(3) 根譲渡担保権の元本確定事由を以下のとおりとすることについて、どう考えるか。

ア 根譲渡担保権者が目的である財産権について（民事執行法上の）競売【若しくは差押え】又は物上代位による差押えを申し立てたとき。

イ 根譲渡担保権者が譲渡担保権設定者に対する実行通知（中間試案の【案 8.2.1】を採る場合）／帰属清算方式における帰属清算通知又は処分清算方式における処分（中間試案の【案 8.2.2】を採る場合）をしたとき。

ウ 根動産譲渡担保権者に劣後する動産譲渡担保権者が全ての優先する担保権者の同意を得て帰属清算方式における帰属清算通知又は処分清算方式における処分をしたとき。

エ 簡易迅速な目的である動産の引渡手続（中間試案第 9、3）の申立てをしたとき。

オ 債権を目的とする譲渡担保権にあっては、実行の規定による目的債権の取立ての着手があったとき。

カ 【案 2.6.1】根譲渡担保権者が目的である財産権に対する競売手続等の開始又は滞納処分による差押えがあったことを知った時から二週間を経過したとき。(注)

【案 2.6.2】根譲渡担保権者が配当要求をしたとき。(注)

キ 債務者又は根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。(注)

なお、集合動産の一部について実行がされた場合に固定化が生じない部分がある場合には、実行により満足した部分を除く元本を確定しないものとするか否かについて、どう考えるか。

(注) 競売手続の開始若しくは差押え又は破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したもとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでないものとする。

(説明)

1 本文(1)について

根譲渡担保について、①極度額の定めを必要的なものとするか、②被担保債権の範囲を「一定の範囲に属する」不特定の債権に限定する必要があるか(包括根担保を許容するか)については、後順位譲渡担保権者保護の必要性和密接に関係している。

部会では、後順位譲渡担保権の利用が想定されるのは、主として先順位譲渡担保権者と後順位譲渡担保権者との間で調整した上で実施される追加融資の場面であるとの指摘があった。これを踏まえると、極度額の定めや被担保債権の範囲の限定を必要的とする必要はないと考えられる。また、被担保債権の範囲を限定しないことによる譲渡担保権設定者の事業活動等への制限や他の債権者への不利益については、公序良俗違反の問題とすれば足りると考えられる。そこで、本文では、これらを必要的なものとはしていない。これによると、当事者間の極度額の定めや被担保債権の範囲の限定についての合意は、債権的効力が生じるに過ぎないことになる。

2 本文(2)について

以上の整理を前提に、根抵当権の規定（元本確定事由に関する民法第 398 条の 20 を除く。）と同旨の規定を根譲渡担保権についても設けるかどうかを、下記表のとおり整理した。この点について、どう考えるか。また、同旨規定を設けるとして、根抵当権の規定内容を

修正する必要がある点はないか。

民法の規定	同旨規定を設けることの要否	理由
民法第 398 条の 3 (根抵当権の被担保債権の範囲)	1 項につき否 2 項につき要	(1 項につき) 極度額を定める必要がないため。 (2 項につき) 債務者の資力が悪化した局面で回り手形等を買集めて根譲渡担保権によって担保させることにより後順位譲渡担保権者や一般債権者が害されることを防止する必要があるため。
民法第 398 条の 4 (根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の変更)	1 項後段及び 2 項につき要 その他につき否	根譲渡担保権の担保すべき債権の範囲は限定する必要がないため、その変更の規定を設ける必要もない。これに対し、債務者の変更についてはこれを設ける必要がある。なお、債務者は登記事項ではないため、その変更についても登記を効力要件とはしない。
民法第 398 条の 5 (根抵当権の極度額の変更)	否	極度額を定める必要がないため。
民法第 398 条の 6 (根抵当権の元本確定期日の定め)	1 項から 3 項につき要 4 項につき否	根譲渡担保権についても元本確定期日の定めを認める必要がある。なお、当該定めは登記事項とはしないことが考えられる。 なお、第 3 項の 5 年以内という期間の長さは適当か。
民法第 398 条の 7 (根抵当権の被担保債権の譲渡等)	要	元本確定前の根譲渡担保権に随伴性がないことを明らかにする必要がある。
民法第 398 条の 8 (根抵当権者又は債務者の相続)	否	根譲渡担保権者又は債務者が自然人であり、かつ、死亡後の相続人が根譲渡担保取引を継続して行うニーズは、それほど高くない。また、債務者が動産・債権譲渡登記の登記事項とされていないなど、合意の登記を適切に行うことも容易でない。
民法第 398 条の 9 (根抵当権者又は債務者の合併)	要	根譲渡担保権者又は債務者が法人であり、かつ、合併後の法人が根譲渡担保取引を継続して行うニーズがあるため。
民法第 398 条の 10 (根抵当権者又は債務者の会社分割)	要	根譲渡担保権者又は債務者が法人であり、かつ、会社分割後の法人が根譲渡担保取引を継続して行うニーズがあるため。



民法第 398 条の 11 (根抵当権の処分)	1 項につき 否  2 項につき 要	(1 項につき) 譲渡担保権について転担保と順位変更のみを認めることとするため。 (2 項につき) 根譲渡担保権においては、担保する債権が発生と消滅を繰り返すことが当然に予定されており、転譲渡担保権者の承諾を得ないで弁済をすることも許容されるべきであるため。
民法第 398 条の 12 (根抵当権の譲渡)	否	後順位譲渡担保権の設定と順位の変更によって対応すれば足りる。 部会では、根譲渡担保権の分割譲渡を認めるニーズがあるとの意見があった。しかし、極度額を必要としないことを前提とすると、根譲渡担保権の分割譲渡として実現しようとする内容は、後順位根譲渡担保権の設定と、先順位根譲渡担保権と同順位とする順位変更を組み合わせるによって実現することができる。 後述のとおり、転担保と順位変更のみを登記できるとすることにより、公示の分かりやすさを確保することもできる。
民法第 398 条の 13 (根抵当権の一部譲渡)	否	適切に公示することが困難。後順位譲渡担保権の設定と順位の変更によって一定程度対応できる。
民法第 398 条の 14 (根抵当権の共有)	1 項につき 要  2 項につき 否	(1 項について) 根譲渡担保権者が死亡し、根譲渡担保権を複数の相続人が相続により取得した場合などに、根抵当権の共有が生じるため、規定が必要である。 (2 項について) 根譲渡担保権の譲渡を認めないこととしているため。
民法第 398 条の 15 (抵当権の順位 の譲渡又は放棄と 根抵当権の譲渡 又は一部譲渡)	否	譲渡担保権の順位 の譲渡又は放棄と 根譲渡担保権の 譲渡又は一部譲 渡を認めないこ ととしているた め。
民法第 398 条の 16 (共同根抵当)	否	共同根譲渡担保権の適切な公示が困難である。
民法第 398 条の 17 (共同根抵当の変	否	共同根譲渡担保権の適切な公示が困難である。

更等)		
民法第 398 条の 18 (累積根抵当)	要	共同根譲渡担保権を認めないこととしているため、数個の動産又は債権につき根譲渡担保権を有する者は、各動産又は各債権の全部について、優先権を行使することができることになる（この場合には、一方の動産又は債権についての根譲渡担保権を実行しても、他方の動産又は債権についての根譲渡担保権の元本は確定しない。）。
民法第 398 条の 19 (根抵当権の元本の確定請求)	要	根譲渡担保権についても元本確定請求を認める必要があるため。
民法第 398 条の 21 (根抵当権の極度額の減額請求)	否	極度額を定める必要はないため。
民法第 398 条の 22 (根抵当権の消滅請求)	否	極度額を定める必要はないため。

### 3 本文(3)について

根譲渡担保権の元本確定事由について提案するものである。民事執行手続上の実行と私的実行の双方について検討する必要がある。

#### 5 (1) 民事執行手続上の実行

ア 動産譲渡担保権については、根譲渡担保権者が目的である動産について民事執行手続上の動産競売又は物上代位による差押えを申し立てたときを元本確定事由とした。

イ 債権譲渡担保権について民事執行手続上の実行を認めることとした場合には、その実行に係る差押えを申し立てたときを元本確定事由とすることが考えられるため、その旨を隅付き括弧にしている。

#### (2) 私的実行

ア 動産譲渡担保権の実行前に譲渡担保権設定者に対する実行通知を要するとする中間試案の【案 8.2.1】を採る場合には、当該実行通知を元本確定事由とすることが考えられる。これに対し、実行通知を要しないとする中間試案の【案 8.2.2】を採る場合には、帰属清算方式における帰属清算通知又は処分清算方式における処分を元本確定事由とすることが考えられる。また、簡易迅速な目的である動産の引渡手続の申立てについても元本確定事由とすることが相当と考えられる。

イ 債権譲渡担保権にあっては、実行の規定による目的債権の取立ての着手があったときを元本確定事由とすることが考えられる。

#### 20 (3) 他の後順位担保権者による私的実行

根動産譲渡担保権者に劣後する動産譲渡担保権者が帰属清算方式における帰属清算通知又は処分清算方式における処分をした場合を元本確定事由とすることが考えられるが、全ての優先する担保権者の同意を得ていない限り、その私的実行は効力を生じない（中

間試案の【案 10.2.1】又は優先する担保権は引き受けられる（中間試案の【案 10.2.2】）ため、元本を確定させる必要はない。

そこで、全ての優先する担保権者の同意を得ている場合に限り、元本確定事由とすることとした。

5 (4) その他元本確定事由

一般債権者による動産の競売により根譲渡担保権が消除されるとの立場（中間試案の【案 12.5.1】）によれば、根譲渡担保権者が目的である財産権に対する競売手続等の開始又は滞納処分による差押えがあったことを知った場合には、根抵当権と同様に早期に元本を確定させることが相当と考えられることから、根抵当権と同様の規律とすることを【案 2.6.1】として提案している。これに対し、根譲渡担保権は消除されず、競売の買受人が引き受けるとの立場（中間試案の【案 12.5.2】）によれば、直ちに元本を確定する必要はなく、根譲渡担保権者が競売手続で配当要求をした場合に限り元本が確定するとすれば足りると考えられることから、これを【案 2.6.2】として提案している。

10  
15 なお、根抵当権と同様に、債務者又は根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けた場合も元本確定事由としている。

これらの場合には、民法第 398 条の 20 第 2 項の規定に相当する規定を設けることが相当と考えられるため、これを（注）に記載している。

(5) 集合動産の一部実行

20 集合動産の一部について実行がされた場合に固定化が生じない部分がある場合には、当該固定化が生じない部分との関係では元本を確定させないとするとも考えられる。しかし、これを認めると、極度額のない根譲渡担保権により集合動産に対して際限なく実行が行われるおそれがあるようにも思われるが、どう考えるか。

25 第 3 動産譲渡担保権に関する規律

1 動産譲渡担保権の及ぶ範囲

動産譲渡担保は、設定との先後を問わず設定者が目的物に附属させた従物についても及ぶものとする。ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び債務者の行為について民法第 424 条第 3 項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでないものとする。（1-1）

30 (説明)

譲渡担保契約の目的である動産に他の動産が付合した場合等、民法第 243 条以下に規定する事由が生じた場合には、民法第 243 条以下の規定が直接適用されることが考えられる。このため、特段の規定は設けない。

35 これに対し、動産担保権設定者が動産譲渡担保契約による譲渡の後にその目的である動産の常用に供するために他の動産を附属させた場合には、動産の所有権が担保目的に制限されて譲渡担保権者に移転するとの立場によると、目的物に附属させられた動産には、譲渡担保権に基づく優先弁済権の効力が当然には及ばない。

40 現行法上の譲渡担保権は設定後の従物にも及ぶという考え方が有力であり、この実質を維持しようとするれば、附属させられた他の動産についても動産譲渡担保権に基づく優先弁済権の対象となることとする規定を設ける必要がある。そこで、本文では、その旨の規定

を提案している。

## 2 動産譲渡担保権者による果実の収取

動産譲渡担保権は、その担保する債権について不履行があったときは、その目的である  
5 動産の果実に及ぶものとする（1-2）。

(説明)

抵当権は、被担保債権について不履行があったときは果実に及ぶ（民法第371条）。これ  
と同様に、譲渡担保権は、被担保債権について不履行があったときには目的である動産の  
果実にも及ぶこととするものである。

10

## 3 動産譲渡担保権設定者の使用収益権限

(1) 動産譲渡担保権設定者は、目的である動産の使用及び収益をすることができる。（1-  
4）

(2) 動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもって、目的である動産を占有しな  
15 ければならない。

(説明)

本文(1)は、動産譲渡担保権設定者が目的である動産の使用収益権限を有することを明ら  
かにするものであり、中間試案第1、4と同じ内容を定めるものである。

本文(2)は、動産譲渡担保権設定者は、目的である動産の占有について善管注意義務を負  
20 う旨の規定を設けることを提案するものである。

20

## 4 動産譲渡担保権設定者の妨害の停止の請求等

動産譲渡担保権設定者は、次の(1)から(3)までに掲げるときは、それぞれ次の(1)から(3)ま  
でに定める請求をすることができる。（1-5(3)）

25

(1) 目的である動産に関する権利を妨害されたとき その妨害の停止及び損害の賠償

(2) 目的である動産に関する権利を妨害されるおそれがあるとき その妨害の予防又は損  
害賠償の担保

(3) 目的である動産の占有を奪われたとき 当該動産の返還及び損害の賠償

(説明)

30

動産譲渡担保権設定者が使用収益権限を有し、また、被担保債権を弁済することによっ  
て目的物の完全な所有権を回復することができることに鑑みて、設定者がその目的物に関  
して有する権利が妨害等された場合における妨害停止、妨害予防及び返還請求権を明文で  
規定することを提案するものである。現在の譲渡担保権に関する判例法理（昭和58年9月  
28日判タ485号83頁）を踏襲したものであり、中間試案第1、5(3)と同様の提案である。

35

## 5 動産譲渡担保権設定者による所在場所の変更

(1) 動産譲渡担保権設定者は、動産譲渡担保権者の承諾を得なければ、目的である動産の  
保管場所を変更してはならない。

(2) 動産譲渡担保権設定者が前記(1)の義務に違反したときは、動産譲渡担保権者は、意思  
40 表示により、被担保債権の期限の利益を喪失させることができる。

40

(説明)

1 譲渡担保権設定者が担保権者の承諾なくして目的である財産権を担保権の負担がついた  
ままで真正譲渡をすることができるかという問題については、特に目的物が動産である場  
合を念頭に置いて、これを認めれば目的物の所在場所が変更されることにより、譲渡担保  
5 権者にとって担保目的物の管理が困難になるとの指摘があった。このような指摘も踏まえ  
て第2、3においては上記のような真正譲渡を認めないことを提案しているが、所在場所  
の変更という事実行為に対処するのであれば、真正譲渡という法律行為の効力の問題とし  
てではなく、所在場所の変更を直接規制すべきであると考えられるし、所在場所の変更は  
処分行為がないままにされることも考えられる。そこで、本文(1)は、譲渡担保権の目的が  
10 動産である場合の規律として、動産譲渡担保権設定者は譲渡担保権者の承諾を得ずに目的  
物の所在を変更してはならないという規律を設け、本文(2)は、設定者がこの義務に違反し  
たときは、民法第137条第2号に規定する事由が生じた場合に準じて、意思表示により、  
被担保債権の期限の利益を失わせることができることを提案している。

2 もっとも、目的となり得る動産にもさまざまな種類、性質のものがあり、法律上一律に  
15 所在場所の変更を禁止することは、設定者による担保目的物の利用を不当に阻害するおそ  
れもある。また、法律上所在場所の変更を禁止したとしても、その違反の効果が期限の利  
益の喪失だとすれば、譲渡担保契約において個別に禁止事項を合意し、その違反を期限の  
利益喪失事由とすることも可能である。このような考え方からすれば、本文(1)(2)はいずれ  
も設けるべきではないことになる。

## 6 準用

民法第296条(担保権の不可分性)、第351条(物上保証人の求償権)の規定は、動産譲  
渡担保権について準用する。(1-8)

(説明)

25 ①譲渡担保権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、目的である動産の全部について  
その権利を行使することができること、②他人の債務を担保するため動産を譲渡した者は、  
その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって当該動産の所有権を失ったときは、保  
証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有することとするものである。

## 7 動産譲渡担保権の順位の変更

(1) 動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によって変更することができる。

ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならない。(1-6(2))

(2) 動産譲渡担保権の順位の変更は、その登記をしなければ、その効力を生じない。(1-  
6(3)イ)

(説明)

1 中間試案においては、動産を目的とする譲渡担保権の順位の変更及び抵当権の処分と同  
様の譲渡担保権の処分の要否について問題提起していた。このうち、順位の変更及び転譲  
渡担保のみを認めることとし、本項ではまず順位の変更について規定を設けようとしてい  
る。順位の変更と転担保のみを認めるのは、電子記録債権を目的とする質権と同様である。  
40 電子記録債権を目的とする質権において順位の変更と転担保のみが認められ、担保権又は

その順位の譲渡又は放棄に関する規定が設けられていないのは、同法の検討過程において、転質及び質権の順位の変更については実務上のニーズがあるが、質権又はその順位の譲渡又は放棄についてはこれらを活用する実務上のニーズに乏しく、これらに対応する電子債権記録機関のシステムを作らなければならないコストも考慮すれば、これらを認める必要はないとの意見が大勢であったからであるとされている。

本文における順位の変更に関する規定の内容は抵当権の順位の変更の規定にならったものであり、動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によって変更することができること、当該変更の登記が効力要件であることである。

2 動産に限らず、他の財産権を目的とする譲渡担保権においても譲渡担保権の順位の変更をすることができるという規律も考えられる。動産に限らず財産権一般について順位の変更を認めるとすれば、これに関する規定を総則的な規定の中に設けることも考えられる。しかし、本文(2)のように登記を順位の変更の効力要件とすると、譲渡登記を利用することができる財産権でなければ効力要件を満たすことができない。このため、動産及び債権以外の財産については、順位の変更の適用対象とすることができない（なお、個別の登記登録制度がある動産については、当該登記登録制度において順位の変更に対応することができるのであれば、個別の法律において順位の変更に関する規定を設けることは考えられる。）。そこで、順位の変更に関する規定は動産を目的とする譲渡担保と債権を目的とする譲渡担保についてのみ設けることとした。

## 8 転動産譲渡担保

(1) 動産譲渡担保権者は、その譲渡担保権を他の債権の担保とすることができる。(1-6(2))

(2) 前記(1)の場合には、その登記をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない。(1-6(3)ア(イ))

(3) 前記(1)の場合において、動産譲渡担保権者が数人のためにその譲渡担保権を他の債権の担保としたときは、その利益を受ける者の権利の順位は、【動産譲渡登記にした付記／関連担保目録にした登記】の前後による。(1-6(3)ア(ウ))

(4) 前記(1)の場合には、民法第467条の規定に従い、主たる債務者に譲渡を通知し、又は主たる債務者がこれを承諾しなければ、これをもって主たる債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。(1-6(3)ア(フ))

(5) 主たる債務者が前記(4)により通知を受け、又は承諾をしたときは、その利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

(説明)

現行法の譲渡担保においては転譲渡担保ができるとされており、その法律関係は転抵当と類似するとされている。そこで、本文(1)では、この現行法の規律をできるかぎり維持するため、動産譲渡担保権について転譲渡担保をすることができる旨の規定を設けることとしている。

転譲渡担保の対抗要件を民法第178条の引渡しとすると、転譲渡担保が十分に公示されず、不相当と考えられる。とりわけ、原譲渡担保権設定者の下にある目的である動産を実行する局面を想定すると、原譲渡担保権設定者の動産譲渡登記（又はその関連担保目録）

に転讓渡担保の存在を公示することが必要となる。そこで、本文(2)においては、転讓渡担保は、原讓渡担保権設定者の動産讓渡登記（又はその関連担保目録）に登記しなければ第三者に対抗することができないものとした（その結果、原讓渡担保権が登記されていない場合には、転讓渡担保をすることもできないことになる。）。

5 転讓渡担保についても、動産以外の財産権を目的とする讓渡担保において可能とすることも考えられるが、本文(2)において対抗要件を具備するために讓渡登記制度を利用しなければならないものとしたため、順位の変更と同様に、転讓渡担保をすることができるのは讓渡登記制度を用いることができる動産又は債権を目的とする讓渡担保権に限定することとした。

10 このほか、本文(3)から(5)までにおいては、転讓渡担保が複数行われた場合の優劣関係、主債務者等に対する対抗要件等については、抵当権に関する民法第376条第2項及び第377条を参考に、これと同様の規律とすることを提案している。

#### 第4 集合動産を目的とする讓渡担保権に関する規律

##### 15 1 特定範囲に属する動産を目的とする讓渡担保

讓渡担保契約は、種類、所在場所、量的範囲の指定その他の方法により特定された範囲（以下「特定範囲」という。）に属する動産（将来において特定範囲に属するものを含む。）を一括して目的とすることができる。（3-1）

(説明)

20 集合動産を目的とする讓渡担保が可能であることを明らかにしようとするものである。中間試案第3、1からの実質的な変更点はない。

中間試案第3、1においては構成部分の変動しない複数の動産も含めて「動産の集合体」とし、これを目的とすることができるとしていたが、構成部分の変動しない複数の動産について「集合体」という文言を用いることは必要性が乏しく、集合物との関係が分かりにくいとの指摘もあった。そこで、この点については表現を修正している。

25 また、中間試案においては、複数の動産を一体として扱うことを正当化するための要件が必要であるとの考え方も注記していた。本文では、現在の判例法理が明示的にこのような要件を要求していないこと、集合動産讓渡担保の対抗要件として活用され得る動産讓渡登記制度においても、集合動産の要件としてこのような要件は求められていないこと、このように要件を明確に規定することは困難であり、その有無によって担保取引の有効性が左右されると取引の安定性を害する恐れもあることから、このような要件を明示的には要求しないこととしている。

##### 2 特定範囲に属する動産を目的とする讓渡担保権の対抗要件

35 前記1の場合において、現に特定範囲に属する動産の引渡しがあったときは、その後に当該特定範囲に属することとなった他の動産に讓渡担保権の効力が及ぶことについても、第三者に対抗することができるものとする。（4-1(1)イ）

(説明)

40 本項は、集合動産讓渡担保権の対抗要件に関する規律を設けるものである。最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁は「債務者がその構成部分である動産の占有を取得し

たときは債権者が占有改定の方法によってその占有権を取得する旨の合意に基づき、債務者が右集合物の構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、債権者は、当該集合物を目的とする譲渡担保権につき対抗要件を具備するに至ったものといえることができ」としており、これを受けて、中間試案第4、1(1)イ前段においては、集合動産譲渡担保の対抗要件をその構成部分である動産の引渡しとしていた。しかし、従来の集合物論の下でも、集合物を動産とは異なる目的物と捉えていたのではなく、あくまで集合動産譲渡担保の対抗要件は民法第178条によって規律されていたと考えられる。このため、集合動産譲渡担保の対抗要件の内容そのものを規律する必要はないと思われる。

他方、上記昭和62年最判は、いったん対抗要件が具備されると、「この対抗要件具備の効力は、その後構成部分の変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶものと解すべきである」としており、中間試案第4、1(1)イ後段においてもこれと同様の規律を設けることを提案していた。本文はこの部分の実質を維持するものである。

特定範囲に属する動産が全く存在しない時点で引渡しによる対抗要件具備をすることができるかどうかの問題になるが、本文は、動産が全く存在しない時点では物理的な引渡しをすることはできないため、引渡しの方法によって集合動産譲渡担保の対抗要件を具備することはできないという考え方を前提にしている（譲渡登記については具備する余地がある。）。もっとも、特定範囲に属する動産が存在しない時点で、「将来債務者が特定範囲に属する動産の占有を取得したときは債権者が占有改定の方法によってその占有権を取得する」ことを合意していた場合に、債務者が動産の占有を取得した時点で債権者が集合動産譲渡担保の対抗要件を具備することを否定するものではない。

### 3 集合動産譲渡担保権設定者による処分

(1) 前記1の場合における譲渡担保権設定者（以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。）

は、通常の事業の範囲内（譲渡担保契約に別段の定めがある場合にあっては、その定め  
の範囲内）で、特定範囲に属する動産の処分をすることができる。譲渡担保権者（以下  
「集合動産担保権者」という。）の同意を得て特定範囲に属する動産の処分をする場合も、  
同様とする。（3-2(1)）

(2) 集合動産譲渡担保権設定者が通常の事業の範囲（譲渡担保契約に別段の定めがある場  
合にあっては、その定め  
の範囲。以下「権限範囲」という。）を超えて特定範囲に属する  
動産の処分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求する  
ことができる。（3-2(2)）

(説明)

1 本文(1)は、集合動産譲渡担保権の設定者が、通常の事業の範囲内で構成部分である動産  
の処分をすることができることを定めるものであり、中間試案第3、2(1)と同様の内容で  
ある。中間試案においては、設定者が例えば在庫商品を売却するなど法的に動産を処分す  
るだけでなく、老朽化した物を廃棄したり、部品の付合や材料の加工などによって同一性  
のない別の動産を作り出したりするなど事実行為によって特定範囲に属しない状態を作り  
出すことも可能であるという実態を明確にする趣旨で、「処分」のほかに「逸出」という概  
念も用いていた。しかし、法律上の文言としての「処分」には、もともと法的に譲渡など



することのほか、物質的に変形、改造、破壊することも含まれるとされているため、本文は、中間試案の実質を変更するものではないが、これを単に「処分」と表現している。

- 2 本文(2)は、設定者が権限範囲を超えた処分をするおそれがある場合に、譲渡担保権者がその予防を請求することができるというものであり、中間試案第3、2(2)と同様の内容である。

#### 4 集合動産の構成部分である動産の設定者による処分

集合動産譲渡担保権設定者がその権限範囲を超えて特定範囲に属する動産の処分をした場合において、次に掲げるときは、処分の相手方は、その動産についての権利を取得する。

(3-3)

- ① その処分が集合動産譲渡担保権設定者の通常の事業の範囲内でされたものであり、かつ、その処分が権限範囲を超えてされたことを相手方が知らなかったとき
- ② その処分が集合動産譲渡担保権設定者の通常の事業の範囲を超えたものであることについて相手方が善意無過失であり、かつ、その処分が権限範囲を超えてされたことを相手方が知らなかったとき

(説明)

- 1 譲渡担保契約は目的である財産権を移転するものであるため、設定者には原則として担保権の目的物の処分権限はなく、一定の範囲内で集合動産の構成部分を譲渡することができるのは、担保権者又は法律の規定によって処分権限が付与されているからであると考えられる。これによれば、付与された権限の範囲を超えた処分は無権限の処分であり無効となるのが原則であり、処分の相手方の保護は即時取得によって図られることになる。

相手方の主観的事実とは、①目的物が担保権の目的である集合物の構成部分であることを知っているか、②問題となる処分が通常の業務の範囲を超えてされたものであることを知っているか、③設定者の処分権限の範囲についての合意の有無を知っているか、④問題となる処分が合意された権限範囲を超えてされたものであることを知っているかなどの組合せによって決まるが、その結果、設定者が当該処分についての処分権限を有していなかったことについて相手方が善意無過失である場合には、相手方は即時取得によって保護されると考えられる。

中間試案においては、善意無過失の相手方が即時取得によって保護されることを記載していたが、これは新たに規定を設ける必要はないため、本文には記載していない。

- 2 中間試案においては、一般の即時取得による保護のほか、通常の事業の範囲内でされた処分については、設定者の処分権限を制約する合意に反したとしても、相手方を保護するための主観的な要件を緩和し、善意で足りることとしていた。また、通常の事業の範囲を超えた処分であっても、それが通常の事業の範囲内でされたと過失なく信じていた場合には、いわば通常の事業の範囲内でされたのと同様に扱い、合意による制約については善意のみで保護されることとしていた。

法律上のデフォルトルールとして、設定者は通常の事業の範囲内で構成部分である動産の処分権限を有することとされている一方、当事者がこれに加えた制約は外部から認識することが困難であることなどから、通常の事業の範囲内でされた取引の保護を厚くし、通常の事業の範囲内でされた処分であれば、それが合意によって制約された権限範囲を超え

てされたものであっても、相手方が善意である限り相手方を保護することは、一つの考え方として成り立ち得るように思われる。そこで、本文①において、中間試案と同様に、本文においても、通常の事業の範囲内でされた取引については、相手方の善意のみを要件として相手方が権利を取得することとしている。

5       また、通常の事業の範囲を超えてされた処分についても、これが通常の事業の範囲を超えてされたことを知っていた場合や過失によって知らなかった場合には、即時取得以上に厚く保護する必要はない。これに対し、相手方が通常の事業の範囲を超えていることについて善意無過失であった場合には、相手方は設定者に処分権限があると信頼するのが通常であるから、通常の事業の範囲を制限する合意があったとしても、相手方が善意でさえあれば保護することとしている。

10       3 以上に対し、相手方を保護するための特段の規定を設ける必要はなく、全て即時取得に委ねるという考え方もあり得る。設定者の処分権限に関する当事者間の合意を外部から認識することは困難であるものの、そのことは過失判断の中で行えばよく、過失要件を除外する必要はないとも考えられるからである。これによれば、相手方の保護については特段

15       4 なお、即時取得に委ねる場合はもとより、一定の場合に相手方の主観的事情に関する要件を緩和し、善意で足りるとする場合も、これは即時取得という制度を前提として、相手方の主観的事情という要件の部分についてのみ緩和するものであるため、基本的には即時取得の要件の緩和であることからすると、相手方が引渡しを受けることが権利取得の要件

20       5 本文の考え方は、(緩和された要件のものも含めて) 即時取得が成立しない場合、相手方は担保権の負担付きで目的物の権利を取得するのではなく、何ら権利を取得しないことを前提としている。これは、設定者は担保権者の承諾がない限り(担保権の負担付きであっても) 目的物の真正譲渡をすることができないという考え方(前記第1、3)との一貫性を考慮したものである。

## 5 担保価値維持義務・補充義務

30       集合動産担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、通常の事業が継続されれば当該集合動産(集合動産譲渡担保契約の目的である特定範囲に属する動産であって、その特定範囲に将来において新たに属することになる動産を含む。以下同じ。)が有すると認められる価値を維持しなければならない。(3-5)

(説明)

35       本項は、担保価値維持義務、補充義務に関する規律を設けようとするものであり、その内容は中間試案第3、5の注と同じである。

## 6 新たな規定に係る集合動産担保権における物上代位等

40       前記第2、5の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保権は、集合動産譲渡担保権設定者が通常の事業を継続している間は、特定範囲に属する動産の売買、滅失又は損傷によって集合動産譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対し、行使することができない。ただし、その処分が権限範囲を超えるものであるときは、この限りでない。(3-6)

(説明)

本項は、総則的な規定に含まれる物上代位に関する規定の例外として、集合動産譲渡担保においては、設定者が通常の事業を継続している間は物上代位権の行使をすることができないとするものである。中間試案第3、6からの変更はない。

5

## 第5 債権譲渡担保権に関する規律

### 1 債権譲渡担保権の目的である債権を消滅させる行為の効力

(1) 債権譲渡担保権の目的である【特定の】債権の債務者が【債権譲渡担保権設定者に対して】した弁済は、債権譲渡担保権者に対抗することができない。

10 (2) 債権譲渡担保権設定者が債権譲渡担保権の目的である【特定の】債権の債務者に対してした債務の免除その他の債務を消滅させる行為は、債権譲渡担保権者に対抗することができない。

(説明)

15 債権譲渡担保権の目的である債権を消滅させる行為（第三債務者の債権譲渡担保権設定者に対する弁済や債権譲渡担保権設定者による債務の免除等）は、債権譲渡担保権者に対抗できない旨の規定を設けることを提案するものである。

### 2 債権譲渡担保権の順位の変更

(1) 債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保権者の合意によって変更することができる。

20 ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならない。(2-3(1))

(2) 債権譲渡担保権の順位の変更は、その登記をしなければ、その効力を生じない。(2-3(2イ))

25 (3) 前記(2)にかかわらず、債権譲渡担保権の順位の変更は、その登記がされたことについて、債権譲渡担保権者が第三債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は第三債務者が承諾をしなければ、第三債務者に対抗することができない。

(説明)

動産譲渡担保と同様に順位の変更と転譲渡担保のみを認めることとし、その規律内容を本文2及び本文3に示している。

30 債権譲渡担保権の順位の変更については、動産譲渡担保権の順位の変更と基本的に同様の規律としつつ、対第三債務者との関係では、登記事項証明書の交付による通知を対抗要件としている。中間試案では、登記事項証明書の交付による通知を効力要件としていたが、サイレント方式による債権譲渡担保を念頭に置くと当該通知を効力要件とすることは適当でない。そこで、当該通知は第三債務者に対する対抗要件に留めることにした。

### 3 転債権譲渡担保

(1) 債権譲渡担保権者は、その譲渡担保権を他の債権の担保とすることができる。(2-3(1))

(2) 前記(1)の場合には、その登記をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない。(2-3(2ア(イ)))

40 (3) 前記(1)の場合において、債権譲渡担保権者が数人のためにその譲渡担保権を他の債権

の担保としたときは、その利益を受ける者の権利の順位は、【債権譲渡登記にした付記／関連担保目録にした登記】の前後による。(2-3(2)ア(エ))

5 (4) 前記(1)は、その登記をし、債権譲渡担保権者又は当該譲渡を受けた者が第三債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は第三債務者が承諾をしなければ、第三債務者に対抗することができない。

(5) 前記(1)の場合には、民法第467条の規定に従い、主たる債務者に譲渡を通知し、又は主たる債務者がこれを承諾しなければ、これをもって主たる債務者、保証人、債権譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。(2-3(2)ア(フ))

10 (6) 主たる債務者が前記(5)により通知を受け、又は承諾をしたときは、その利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

(説明)

15 転債権譲渡担保については、転動産譲渡担保と基本的に同様の規律としつつ、対第三債務者との関係では、登記事項証明書の交付による通知又は第三債務者の承諾を対抗要件としている。

## 第6 集合債権を目的とする譲渡担保権に関する規律

### 1 集合債権を目的とする譲渡担保権を設定した設定者の権限

20 発生日の始期及び終期並びに債権発生原因の指定その他の方法により特定された範囲に属する債権(以下「集合債権」という。)を一括して譲渡担保契約の目的とした場合において、譲渡された債権に現に発生していない債権が含まれるときは、譲渡担保権設定者は、通常の事業の範囲内(譲渡担保契約に別段の定めがある場合にあっては、その定め

25 範囲内)で、特定された範囲に属する債権を取り立てることができる。特定された範囲に含まれる債権の譲渡及び相殺、免除その他の債権を消滅させる行為についても、同様とする。(3-4(1))

(説明)

本文は、集合債権譲渡担保権の設定者が、通常の事業の範囲内で個別の債権の処分をすることができることを定めるものであり、中間試案第3、4(1)と同様の内容である。

### 2 担保価値維持義務・補充義務

30 集合債権担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、通常の事業が継続されれば譲渡担保契約の目的である集合債権が有すると認められる価値を維持しなければならない。

(3-5)

(説明)

35 本項は、集合債権譲渡担保について、担保価値維持義務、補充義務に関する規律を設けようとするものであり、その内容は中間試案第3、5の注と同じである。